

提出 順番	No. 8	令和 5 年 8 月 25 日 午前・ <u>午後</u> 2 時 15 分受領
----------	----------	---

令和 5 年 8 月 25 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 谷口 和弥 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
1 「認知症基本法」の基本理念が反映した高齢者施策に	<p>高齢化の加速で認知症の人は増え、厚生労働省の研究班によると 2020 年時点で 600 万人と推計され、2025 年には高齢者の 5 人に 1 人に当たる約 700 万人に達すると言われている。誰もが当事者かその家族になり得る時代である。一方で、「認知症になったら何もできなくなる」「恥ずかしいこと」という理解不足や誤解、偏見も少なくないため、当事者や家族を苦しめ、孤立させてしまいがちと言われてきた。</p> <p>今年 6 月の通常国会で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」)が全会一致で成立し、同月 16 日に公布された。「認知症基本法」では「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようとする」などが基本理念に掲げられた。</p> <p>国や地方自治体は基本理念に基づき、どんな取り組みをするか計画をつくることが求められている。計画作成の際、当事者や家族などの意見を聞くことも明記された。認知症の人が個性や尊厳を保障され、希望を持って暮らせる社会づくりへ向けた重要な一步といえる。</p> <p>幕別町においては現在、2021 年度から 2023 年度までの 3 か年計画「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2021」の見直し時期となり、2024 年度からの「第 9 期」の 3 か年計画の議論が進んでいることと思う。</p> <p>については以下の点を伺う。</p> <p>(1) 「認知症基本法」の基本的施策を「第 9 期高齢者福祉</p>

	<p>「計画・介護保険事業計画」の認知症対策にどのように反映させるのか。</p> <p>(2) 「幕別町は「認知症基本法」で努力義務とされる「市町村認知症施策推進計画」を策定するのかどうか。</p>
2 幕別町名譽町民条例の今後について	<p>幕別町名譽町民条例はその第1条で「幕別町における公共の福祉の増進又は文化の興隆に功績があり、かつ、町民の尊敬をうけるものを顕彰し、その功績と栄誉をたたえることを目的とする」とされている。1966年に施行されてからこれまでに幕別町においては特別名譽町民に1人、名譽町民に10人の方々が、この条例によって功績と栄誉をたたえられている。</p> <p>については以下の点を伺う。</p> <p>(1) 名譽町民に推挙される基準を明確化する考えは。</p> <p>(2) 幕別町名譽町民条例を廃止する考えは。</p>

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。